

【非課税となる資産】

地方税法に規定する一定の要件を備える償却資産については非課税の扱いとなり、固定資産税が課税されません。このような資産をお持ちの方は「非課税適用届出書」を提出してください。

「非課税適用届出書」の用紙は、税務課資産税第二係にご請求ください。

【非課税の対象となる償却資産の例】

根拠規定		関係法令	対象資産
条	項号		
法 第 三 四 八 条	第2項 第3号	宗教法人法第3条	・宗教法人が専ら本来の用に供する境内建物及び境内地
	第2項 第9号	私立学校法第64条第4項 学校教育法第1条及び第124条 博物館法第2条第1項	・直接保育または教育の用に供する固定資産 ・寄宿舎、図書館及び博物館法第2条第1項に規定する博物館において直接そのように供する固定資産
	第2項 第10号	生活保護法第38条第1項	・保護施設の用に供する固定資産
	第2項 第10号の2	児童福祉法第6条の3第10項	・小規模保育事業の用に供する固定資産
	第2項 第10号の3	児童福祉法第7条第1項	・児童福祉施設の用に供する固定資産
	第2項 第10号の4	就学前の子どもに関する教育、 保育等の総合的な提供の推進 に関する法律第2条第6項	・認定こども園の用に供する固定資産
	第2項 第10号の5	老人福祉法第5条の3	・老人福祉施設の用に供する固定資産
	第2項 第10号の6	障害者の日常生活及び社会生 活を総合的に支援するための 法律第5条第11項	・障害者支援施設の用に供する固定資産
	第2項 第10号の7	社会福祉法第2条第1項	・社会福祉事業の用に供する固定資産
	第2項 第10号の8	更生保護事業法第2条第1項	・更生保護事業の用に供する固定資産
	第2項 第10号の9	介護保険法第115条の46第1 項	・包括的支援事業の用に供する固定資産
第2項 第10号の10	児童福祉法第6条の3第12項	・事業所内保育事業（利用定員が六人以上）の用に供する固定資産	

(注)適用する非課税規定に応じて事業主体、事業内容が規定されていますので、対象資産のすべてが非課税となるわけではありません。